

## ○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成 26 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 4 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員の構成)

第 2 条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

## (会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

## (委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。